

茨城県国土利用計画審議会運営規程の改正（書面審議の追加）について

運営規程の改正案について

- ・ 運営規程第2条の次に、次の1条を加え、同条以降を1条ずつ繰り下げる。

（書面による審議）

第3条 前条の規定にかかわらず、会長は、議事が急を要すると認めるときは、期日を指定し書面で委員の意見を聴き、議事を決することができる。

- 2 前項の場合において、指定した期日までに到着しない意見書は、議事を決する数に加えないものとする。

（理由）

近年、国土利用計画審議会は年1回、例年1月～2月頃に実施しているが、書面による審議を取り入れることで、審議会実施に係る手続きを短縮して委員の意見を聴取することが可能となり、より迅速かつ柔軟に土地利用に係る手続き（市街化区域への編入等）を進めることができるため。

※審議会での意見により下記に修正

（書面による審議）

第3条 前条の規定にかかわらず、会長は、議事が急を要すると認めるときは、書面により委員及び議事に関係のある臨時委員の意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって議事を決することができる。

- 2 前項の場合において、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が、会長が指定する期日までに意見又は賛否を書面により提出しなければ、書面による審議を行うことはできない。

- 3 議事は、意見又は賛否を書面により提出した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

茨城県国土利用計画審議会運営規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、茨城県国土利用計画審議会条例（以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、茨城県国土利用計画審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

（会議の招集）

第2条 会長は、審議会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、原則として開会の日から7日前までに日時、場所、議題及び審議する事項を委員並びに議事に関する臨時委員に通知しなければならない。

（書面による審議）

第3条 前条の規定にかかわらず、会長は、議事が急を要すると認めるときは、期日を指定し書面で委員の意見を聴き、議事を決することができる。

2 前項の場合において、指定した期日までに到着しない意見書は、議事を決する数に加えないものとする。

（欠席）

第4条 委員及び臨時委員は、招集を受けた場所において事故のため会議に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に通知しなければならない。

（会議の公開）

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、出席した委員及び議事に関する臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところにより、非公開とすることができる。

- 1 茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第87号）第7条各号に掲げる不開示情報のいずれかに該当する、又は該当するおそれがある事項について審議を行う場合
- 2 会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合

（議事録）

第6条 審議会の議事については、議事録を作成し、会長（会長に事故がある場合は、その職務を代理する者）及び会長の指名した委員2名がこれに署名しなければならない。

2 議事録に記載する事項は、次のとおりとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した委員及び臨時委員の氏名並びに欠席した委員及び臨時委員の氏名
- 三 議題
- 四 議事の概要
- 五 その他必要な事項

（特別委員会）

第7条 特別委員会（以下「委員会」という。）は、委員及び臨時委員のうちから会長が指名するもの若干名をもって組織する。

- 2 委員会の委員長は、構成員の互選により定める。
- 3 委員長は、調査審議を了した場合は速やかに会長に報告しなければならない。
- 4 第2条から前条までの規定は、委員会に準用する。

（議事の特例）

第8条 会長は、審議会運営の効率化及び迅速化を図るため、国土利用計画法の趣旨に合致すると認められる一定の類型に属するものを対象として、あらかじめ審議会の承認を得て、専決基準を定めることができる。

2 会長は、専決基準に該当する事項については、審議会が適当と認めたものとして取り扱うことができる。ただし、該当事項に係る事務処理の後、速やかに審議会に報告しなければならない。

(公印)

第9条 会長の公印は、次のとおりとする。

	← 2.5cm →
↑	茨城県国土
2.5cm	利用計画審
↓	議会長之印

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。